

議案第100号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

上記議案を提出します。

令和2年12月11日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12項及び第13項の規定により、議会の議決を求める。

### 1 和解及び損害賠償の相手方

A

### 2 事故の概要

#### (1) 事故の発生日時

令和2年9月7日 午前

#### (2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町岡郷1474番地29（岡岬町営住宅駐車場）

#### (3) 事故の状況

台風10号の強風によって、岡岬町営住宅A棟の屋根瓦と木材が飛散したため、乗用車を損壊（前方、後方、左側、右側、ボンネット、ルーフ、フロントガラス）させた。また、飛散した木材を確認すると腐食が見られた。木材が腐食していたことが原因で、屋根瓦を留めていた金具が外れ、屋根瓦と木材が飛散したものと考えられる。

### 3 和解の内容

事故の相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、相手方は、本件事故に係るその余の請求を放棄し、本件損害賠償のほか、長与町と相手方との間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

### 4 損害賠償の額

1, 196, 000円